

令和6年度 県（地域福祉課）バリアフリー関連施策 全体像

【ハード整備】

(1)建築物等のバリアフリー化の着実な推進

- ▶ バリアフリーアドバイザー派遣
- ▶ カラーバリアフリー相談事業
- ▶ 建築士等を対象とした研修会の実施
- ▶ 整備ガイドブック(指針)改訂

(2)社会参加に資する設備導入の促進

- ▶ ユニバーサルシートの設置推進
- ◎ ▶ ソーラーカーポート設置促進事業費補助金

【ソフト対策】

(1)心のバリアフリーの推進

- ▶ バリアフリー街づくり推進県民会議の活動
- ▶ 保健福祉事務所による圏域別普及啓発事業

(2)高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進

- ◎ ▶ パーキングパーミット制度の導入
(かながわ障害者等用駐車区画利用証制度)
- ▶ 1都3県駐車場利用適正化キャンペーン

<施設の取組状況に係る情報発信の強化>

- ◎ ▶ バリアフリー対応の「見える化」に向けた事業検討（検討ワーキングの設置）

Kanagawa Prefectural Government

個別の事業内容について

<ハード整備>

項目	概要
バリアフリーアドバイザー派遣	既存公共的施設のバリアフリー化を推進するため、一級建築士の資格を持つ建築士を改修に意欲のある施設に派遣して、改修診断を行う。 【参考】5年度実績：6件
カラーバリアフリー相談	公共的施設の案内板や、ポスター・チラシなどのカラーバリアフリー化を推進するため、色覚障がい当事者による相談事業を実施する。 【参考】5年度実績：8件
建築士等を対象とした研修会	県・横浜市・川崎市が共催で、建築士等を対象に、バリアフリーの街づくりの理解を促進するための研修会を開催 【参考】5年度実績（主催；川崎市） 出席人数：81人 〈テーマ〉○トイレ・・・建築設計標準を読み解く ○ピクトグラムの最新情報と求められる性能 ○色覚の多様性とカラーバリアフリーの実践 当事者の視点をふまえたバリアフリーな街づくり
整備ガイドブック(指針)改訂	3年度条例改正（ともに生きる社会の実現に向けた方向性の明確化等）及び5年度規則改正の趣旨や内容を反映するとともに、記載の充実を図る。
ユニバーサルシートの設置推進	「当事者目線の障がい福祉推進条例」の理念を踏まえた取組として、県全体で、引き続きユニバーサルシートの設置を推進する。 ※5年度規則改正で一定の施設種別について、設置を努力義務化

個別の事業内容について

<ソフト対応>

項目	概要
バリアフリー街づくり推進県民会議の活動	第24回会議資料1に記載した次の内容を中心に実施する。 ・各団体による取組の実践と共有、参考となる取組事例の収集 ・モニタリングの実施（取組事例の現地視察） ・提案書概要版リーフレットを活用した啓発の検討と働きかけ ・バリアフリーフェスタ2024の開催
保健福祉事務所による圏域別普及啓発事業	県内4圏域で、保健福祉事務所が中心となり、必要に応じて市町村と連携し、バリアフリーの街づくりに関するブース出展やイベント等を実施する。
1都3県駐車場利用適正化キャンペーン	駐車場の適正利用を推進するため、平成28年度から1都3県（東京都、埼玉県、千葉県）共同で普及啓発活動を実施（10月から12月） 【参考】5年度実績：県機関窓口のほか、次の場所でチラシ配布・掲示 ・バリアフリーフェスタ2023 ・県内数カ所のサービスエリア ・首都高速道路株式会社との共同イベント（大黒PA）

※次の取組は休止

神奈川県バリアフリー街づくり賞	ハード・ソフト面で特に優れた事例を表彰することで、バリアフリーの普及啓発を図ってきたが、コロナ禍の状況もあり、2年度以降は中止の状況。新たに取組を進める「見える化事業」等により社会全体でのバリアフリーの取組の推進が期待されるため、表彰事業は当面休止する。
-----------------	---

新 ソーラーカーポート設置促進事業費補助金

現状・課題

- ✓ 車椅子使用者等は、悪天候時でも傘をさすことが難しいため、外出をためらってしまうことがある。
- ✓ そこで、バリアフリーの整備ガイドブックに、屋根又は庇の設置を「望ましい水準」に位置づけ、設置の働きかけを実施
- ✓ しかし、カーポートは費用面での負担が大きく、なかなか設置が進みづらい状況



- ✓ ソーラーカーポートへの補助事業を創設
 - ・導入時の事業者負担額の軽減
 - ・発電自家消費による電気料金の軽減
 により採算性がとれる投資計画とする。

<事業概要>

対象者

県内の不特定かつ多数の方が利用する施設（商業施設・病院など）を運営する法人等
※リースによる調達も可能

対象経費

障害者等専用駐車区画を範囲に含むソーラーカーポートの設計費、設備費、工事費（発電出力10kW未満が要件）

補助額

補助率1/3

（他の補助金と併用する場合は、総事業費から当該補助額を控除した額を基準額とします。）



新 バリアフリー対応「見える化」事業

<現状・課題>



今後の取組

当事者によるワーキングを設置して制度を検討

- ✓街中で施設のバリアフリー設備の状況をわかりやすく表示するなどの工夫を**当事者・事業者とともに**検討
- ✓積極的にバリアフリーに対応している施設を県が発信する等、**事業者自らが主体的に取り組めるようなスキーム**を検討
- ✓さらに情報は**オープンデータ化**した上、民間・NPO法人等と連携して、ホームページやアプリなどでも広く活用いただく

<導入効果>

- 当事者 ▶ 安心して外出できる！
- 事業者 ▶ 社会的イメージのアップが期待！

NPOや企業とも連携し、**社会全体でバリアフリーの取組を促進**



ワーキングについては、県民会議構成団体の皆様に参画いただきたく考えていますので、御協力をお願いします！

「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度」 (パーキング・パーミット制度) について

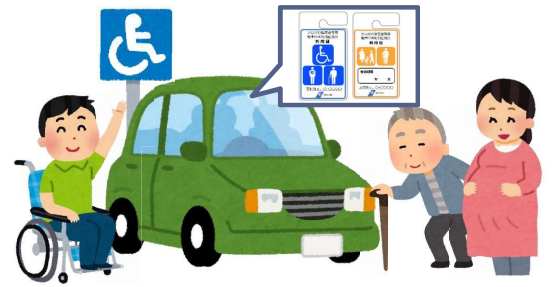
目 次

1. 制度概要、導入の背景
2. 制度の実施主体について
3. 意見照会結果概要
4. 利用対象者の範囲について
5. 利用証の種類について
6. 利用対象区画について
7. 利用証の申請方法について
8. 事業者（施設管理者）の協力内容について
9. 今後のスケジュール

1. 制度概要、導入の背景（1）

■ 制度概要

- ✓ 障害者等用駐車区画の利用者の範囲を定めて、予め利用証を交付することで、区画利用者を明確化するもの。
- ✓ 本制度は不適正利用の防止に主眼を置いた取組であり、利用証を持たない者の利用を排除する仕組みではない。
利用証未取得者でも、必要があれば区画を利用できるが、適正利用推進のため、制度対象者には積極的な取得を勧奨する。
- ✓ 制度導入自治体間（42府県+本県）で相互利用協定が結ばれ、交付を受けた者は、どこの自治体でも掲示可能となる。



1. 制度概要、導入の背景（2）

これまでの対応（考え方）

都市部特有の事情として、駐車区画の絶対数が少ない状況があるため、譲り合いの気持ちが重要であるとして、適正利用は、広報・啓発活動によって促進してきた。

- 1都3県共同「駐車場利用適正化キャンペーン」の実施
- 「心のバリアフリー」推進の取組

【みんなで創るバリアフリーの街づくり～県民会議からの提案～】抜粋

4(2) 多様な人が住まう「街」への気づきと理解

ア 多様な人が抱える不便さなどへの理解促進と県民への呼びかけ

- ・ 多様な方々がそれぞれ抱える不便さなどに対する理解の促進を図る。理解を進める上では、自身の持つ不便さやその対応を教えるなど、お互いに助け合うという観点が重要である。
- ・ 点字ブロック上の障害物撤去や、障害者用駐車場（障害者等用駐車区画）、みんなのトイレの適正利用に向けた県民への呼びかけを行う。



しかし、近年の社会動向の変化、より実効性のある取組を求める声あり（次ページ）

1. 制度概要、導入の背景（3）

① バリアフリー施策を取り巻く動向の変化

バリアフリー法改正/ガイドラインの策定【国】

- ✓ 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務として、「車椅子使用者用駐車施設等、障害者用トイレ等（高齢者障害者等用施設等）の適正な利用の推進」が追加。（令和2年度バリアフリー法改正）
- ✓ パーキング・パーミット制度の意義や実効性ある不適正利用対策などをガイドラインとして発出（令和5年3月）

令和4年度みんなのバリアフリー街づくり条例改正【県】

- ✓ 県・事業者の責務として、「施設利用に係る情報提供、その他適正な配慮の促進」を追加。 ※県民の責務は規定済

② パーキング・パーミット制度導入自治体（42府県）による実践・報告

- ✓ 利用対象者の駐車であることが明確に認識され、健常者の不適正な利用に抑止効果がある。
- ✓ 利用証の提示により、外見では分かりづらい障害のある方が対象区画を利用しやすくなる。

③ アンケート調査（障害当事者団体/事業者(団体・施設管理者)/市町村)

- ✓ 県が、制度未導入であることによる不都合があるとの認識を示す回答が多くみられた（令和5年9月実施）


当事者側から見た不都合	事業者側（施設運営者）から見た不都合
<ul style="list-style-type: none">・健常者による不適正利用・外見から障がい分かりづらく、利用に躊躇 等	<ul style="list-style-type: none">・車椅子使用者用駐車区画を利用できないとの苦情・外見上、適正利用されているか判断がつきづらい 等

 **以上を踏まえ、適正利用の一層の推進に向けた取組として、パーキング・パーミット制度の枠組みを整えることとした。**

3

2. 制度の実施主体について

- 障害者等用駐車区画の適正利用の推進は、バリアフリー法に定められた地方公共団体（県・市町村）の責務となっている。
- 本制度は、既に42府県で導入されているなど、事実上、地方公共団体の標準的な事務になっている。
- 利用証の交付に当たっては、利用者の状況に応じた様々な申請手段（窓口・郵送・オンライン）を選択できることが望ましく、制度導入自治体では、身近な市町村窓口による交付が多く行われている。

 以上を踏まえ、県及び市町村の共同による制度として考えたい。
(今後、県から市町村に対応依頼を発出予定)

3. 意見照会結果概要（1）

■ 概要

パーキング・パーミット制度導入素案に対する意見照会を実施（自由記述式）

■ 実施時期

令和5年12月～令和6年1月

■ 対象者

対象	照会数	回答数	備考
市町村	33	33	福祉のまちづくり主管課 他
当事者団体	13	9	障がい・高齢・子ども関係団体
事業者団体	8	6	県民会議構成団体(交通、宿泊、商業、サービス・飲食)
施設管理者	10	8	制度導入自治体調査で、設置ニーズが高いことが確認されている業種を調査（病院、銀行、大規模/中小規模商業施設）
(参考)庁内	-	4	財産管理者及び財産主管課

3. 意見照会結果概要（2）

■ 結果概要

主な意見は別紙に記載

意見区分	意見数
制度全般（利用証未取得者の駐車可否について など）	10
対象者の範囲について	16
利用証について	23
対象区画について	15
申請方法について	3
交付事務について	20
施設管理者の協力内容について	33
その他（問合せ対応について など）	28

(計) 148

4. 利用対象者の範囲について

■ 利用対象者

- 対象者は、歩行が困難 又は 移動に配慮が必要な者とする。
→本人の申請とあわせ、客観的書類(障害者手帳等)を確認することにより利用証を交付する。
- 他自治体と相互利用が可能な制度であることから、対象に大きな差がでないよう考慮する。
- 記載の等級に該当しない場合は、医師の診断書や療育機関の意見書等により、歩行困難等の確認ができれば交付対象とする。

区 分		対象者(案)	
身体障害者	視覚障害	4級以上	
	聴覚障害	聴覚障害	3級以上
		平衡機能障害	5級以上
	肢体不自由	上肢	2級以上
		下肢	6級以上
		体幹	5級以上
	脳原性運動機能障害	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸、小腸機能、肝臓機能障害(内部障害)	4級以上	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上	
高齢者等	要介護1以上		
知的障害者	Aの2以上		
精神障害者	1級		
難病患者	特定疾患医療受給者、特定医療費(指定難病)受給者、小児慢性特定疾病医療受給者		
上記の対象者(案)に準ずる者	医師の診断書等で必要と認められた者		
妊産婦 (出産後は乳児同伴時に限る)	母子手帳取得時～産後1年		
けが人等 (車椅子、杖使用者等移動に配慮が必要な者)	医師の診断書等で必要と認められた者(原則1年以内)		

(参考) 他自治体の利用対象者

※着色が本県導入案の範囲

身体障害者区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		40(37)	40(37)	40(37)	40(37)	—	—
聴覚障害	聴覚障害	—	25(22)	25(22)	—	—	0(1)
	平衡機能障害	—	—	40(37)	—	38(34)	—
音声言語機能障害		—	—	—	—	—	—
肢体不自由	上肢	40(37)	40(37)	6(5)	6(5)	—	—
	下肢	40(37)	40(37)	40(37)	40(37)	38(35)	38(35)
	体幹	40(37)	40(37)	40(37)	—	37(34)	—
脳原性運動機能障害	上肢機能	40(36)	40(36)	3(2)	3(2)	—	—
	移動機能	40(36)	40(36)	40(36)	38(34)	38(33)	38(33)
心臓機能障害		40(37)	—	40(37)	38(35)	—	—
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、肝臓の障害		40(37)	—	40(37)	38(35)	—	—
呼吸器機能障害		40(37)	—	40(37)	38(35)	—	—
膀胱又は直腸、小腸、肝臓の障害		40(37)	—	40(37)	38(35)	—	—
小腸機能障害		40(37)	—	40(37)	38(35)	—	—
肝臓機能障害		40(37)	40(37)	40(37)	36(33)	—	—
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		40(37)	40(37)	40(37)	38(35)	—	—
高齢者							
要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1	
40(37)	40(37)	40(37)	40(37)	37(34)	4(5)	4	
知的障害者							
A1	A2	B1	B2	C			
40(37)	40(37)	1	1	—			
精神障害者							
1級	2級	3級					
36(33)	4(1)	—					
難病患者							
特定疾患医療受給者	特定医療費(指定難病)	小児慢性特定疾患医療受	その他				
30(33)	33(31)	28	3(7)				
妊産婦							
母子手帳	妊婦	～産後	～産後	～産後	～産後	～産後	
取得～	7カ月～	3カ月	6カ月	～産後1年	1年半	1年以上	
15(11)	39(26)	40(16)	27(3)	24(11)	7(5)	3(1)	
けが人							
車椅子・杖使用者等							
38(34)							

Kanagawa Prefectural Government

()内はH30時点の値
※都道府県のみ対象
出典：令和3年度国土交通省調査

7

5. 利用証の種類について

■ 利用証の種類

- 障害者・高齢者等を対象としたもの(無期限)、妊産婦・けが人等を対象としたもの(有期限)の2種類とする。



利用イメージ(バックミラーにかける)

種類	無期限の利用証	有期限の利用証
デザイン (イメージ)		 有効期限 年 月 交付No. O-○○○○
対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者	一時的に配慮が必要な方(妊産婦、けが人等)
有効期限	なし (対象者として基準に該当しなくなるまで)	あり ※有効期限の到来した利用証は各自で廃棄
利用対象区画	①車椅子使用者用駐車区画 と ②優先駐車区画(次頁参照) (利用対象者のうち、車椅子使用者ほど広い幅を必要としない方は、②優先駐車区画を優先利用)	

8

6. 利用対象区画

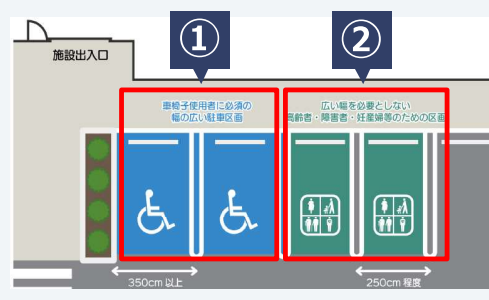
■ 対象区画の種類

① 車椅子使用者用駐車区画

(法・県条例で整備を規定している幅広の区画)

② 優先駐車区画…施設の状況に応じ設定

(車椅子使用者ほど広い幅を必要としない方のための、入口近くにある一般の駐車スペース)



➤ 既存の区画を活用するものであり、基本的にハード面の整備は不要。

➤ 「優先駐車区画」を設定いただける場合は、看板やカラーコーン等により、その旨を表示。

(県からカラーコーンカバーの配布を予定)

※路面塗装は必須ではありません。

Kanagawa Prefectural Government



看板（パイロン）、カラーコーンによる区画表示（他自治体の例）

9

7. 利用証の申請方法について

■ 利用証の申請方法

➤ 窓口

必要書類を持参(提示)し、各市町村窓口で申請

※市町村の判断で、郵送やオンラインによる受付も可能

※事前に制度実施への協力に係る意向を確認します。

申請書と確認書類のチェックのみで、
その場で発行も可能

➤ 郵送

必要書類を同封し、県へ郵送

P.C・スマホからいつでも申請可能

➤ オンライン（e-kanagawa電子申請）

必要書類のデータを電子申請システムでアップロード

Kanagawa Prefectural Government

10

8. 事業者（施設管理者）の協力内容について（例）

協力内容の例

■ 適正利用に関する広報

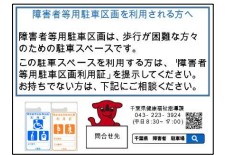
- 県の作成する啓発チラシの配架、ポスター等の施設内掲示、館内放送 等

■ 対象区画の提供・表示

- 対象区画への看板やカラーコーン（カバーを付けて表示）等の設置

■ 利用証の掲示がない場合の対応

- 利用証の掲示のない車が対象区画に駐車していた場合に、声かけや啓発チラシをワイパーに挟み込んでもらうなどの対応



啓発チラシ（他自治体の例）

- 施設管理者にとっても、右のような効果やメリットが期待できます。
- 上記対応を義務付けるものではありません。各施設の状況に応じて、可能な範囲でのご協力をお願いします。

- ・巡回をしても、外見上では、適正利用されているか判断がつきづらい…
- ・利用者間のトラブル…



- ・利用証の掲示により、対象者が駐車していることが一目で分かる
- ・不適正利用の減少、施設利用満足度向上



11

（まとめ）制度の全体像

■ 県の事務

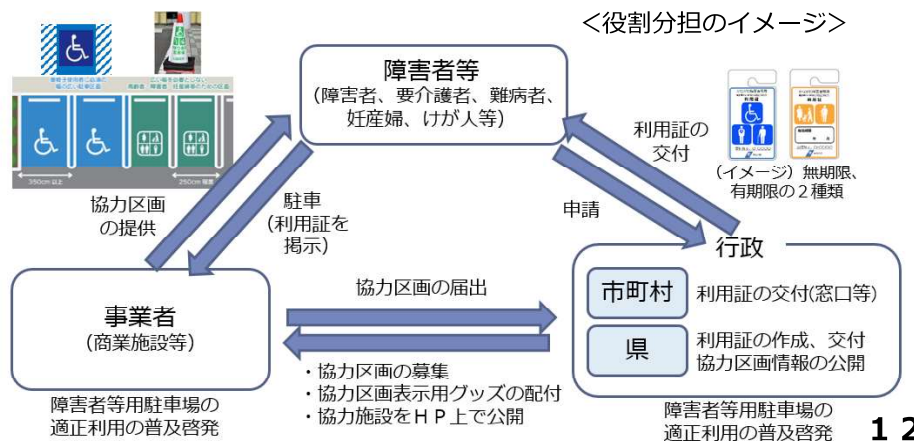
- ・ 利用証の作成
- ・ 利用証の交付（郵送・オンライン）
- ・ 区画表示用物品や啓発物品の作成
- ・ 適正利用に関する広報
- ・ 協力区画情報の公開
- ・ 運用マニュアル等の作成

■ 市町村の事務

- ・ 利用証の交付（窓口等）
- ・ 利用証交付状況の報告
- ・ 適正利用に関する広報（利用証・広報物は県が作成）

■ 事業者の協力内容

- ・ 適正利用に関する広報
- ・ 対象区画の提供及び運用



9. 今後のスケジュール

■ 想定スケジュール

- ▶ **令和6年3月**
市町村担当者向け説明会（実施済み）
- ▶ **令和6年4月～**
実施要綱制定、市町村へ協力依頼
事業者への協力依頼
- ▶ **令和6年8月～**
利用者への事業広報開始
- ▶ **令和6年11月～**
制度開始、利用証交付手続き開始

(別紙) 主な意見と考え方 制度全般①

主な意見	考 え 方																						
利用証を持たない場合は、障害者等用駐車区画を利用できなくなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本制度は、障害者等用駐車区画を必要としない者による不適正利用の防止に主眼を置いたものであり、利用証を持たない者による駐車を排除する仕組みではありません。 ○ したがって、利用証を持たない方でも、歩行が困難又は移動に配慮が必要な方であれば、障害者等用駐車区画を利用できることはできますが、こうした判断は従来、利用者の主観的な判断に委ねられていたため、必要性が低い方も利用してしまう事態が生じ、本当に必要な方が利用できないことも課題となっています。 ○ そこで、制度趣旨について理解を求め、交付対象者となる方には、できる限り利用証の交付を受けるよう周知することとします。 																						
現行制度とのすみ分けはどのようにになっているのか。 (駐車禁止等除外指定者標章／車椅子マークステッカー)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>パーキングパーミット</th> <th>駐車禁止等除外指定者標章</th> <th>車椅子マークステッカー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行者</td> <td>地方公共団体</td> <td>都道府県公安委員会</td> <td>市販(カーショップ/100円ショップ等)</td> </tr> <tr> <td>対象場所</td> <td>施設の駐車場</td> <td>道路(指定駐車禁止場所)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>歩行困難者・移動制約者として自治体が定める者</td> <td>身体・精神障害者・療育手帳所持者などのうち一定の要件を満たす者</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>罰則</td> <td>なし</td> <td>あり</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		パーキングパーミット	駐車禁止等除外指定者標章	車椅子マークステッカー	発行者	地方公共団体	都道府県公安委員会	市販(カーショップ/100円ショップ等)	対象場所	施設の駐車場	道路(指定駐車禁止場所)	—	対象者	歩行困難者・移動制約者として自治体が定める者	身体・精神障害者・療育手帳所持者などのうち一定の要件を満たす者	—	罰則	なし	あり	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市販の車椅子マーク等と違い、本事業は、行政が一定の条件を確認して交付するため、利用者の理解が得やすくなり、不適正利用の減少や対象区画の利用環境改善等に一定の効果が認められる。 ○ 駐車禁止等除外指定者標章は、その性質上、対象者の範囲も厳しく絞り込まれている。標章制度の対象者は、本事業の対象になりえますが、制度が異なるため、別途申請が必要です。 	
	パーキングパーミット	駐車禁止等除外指定者標章	車椅子マークステッカー																				
発行者	地方公共団体	都道府県公安委員会	市販(カーショップ/100円ショップ等)																				
対象場所	施設の駐車場	道路(指定駐車禁止場所)	—																				
対象者	歩行困難者・移動制約者として自治体が定める者	身体・精神障害者・療育手帳所持者などのうち一定の要件を満たす者	—																				
罰則	なし	あり	—																				

(別紙) 主な意見と考え方 制度全般②/対象者の範囲①

主な意見	考 え 方
利用証所有者が当該区画に駐車できなかった場合、クレームとなるのではないか。	<p>利用証は障害者等用駐車区画の利用対象者であることを明確化したものであり、必ず当該駐車区画に駐車できることを約したものではありません。なお、制度に関する苦情や意見、問合せは、県へ連絡するよう案内いただいで差し支えありません。</p>
制度対象者の範囲に、〇〇も対象に含めてほしい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般に、交付対象者の範囲を拡大した場合、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の事情を見れば、交付対象とすることが望ましい方が含まれる一方、必ずしも交付対象とする必要性が低い者も多く含まれることになること ・ 交付対象者が多くなると、限られた駐車スペースに対する利用競合の可能性が高まることが懸念されます。 ○ また、他自治体(42府県)との利用証の相互利用の際のことも考慮し、多くの団体が採用している基準を基本とすることが望ましいと考えています。 ○ ただし、御意見のとおり、記載の等級に該当しない者であっても、本人の状況に応じ、区画を必要とする者もいることから、一律に利用証の交付対象外とするのではなく、「医師の診断書等」(*)により歩行困難の確認ができれば、「上記対象者に準ずる者」として交付対象とします。 ○ なお、利用者の範囲については、制度を運用する中で、交付対象者が多い区分などの状況を把握するとともに、他府県とも適宜情報交換を行いながら、必要な見直しを行っていきます。 <p>(*)「医師の診断書等」としては、医師の診断書のほか、療育機関や障害児通所支援事業所などによる意見書などを想定していますが、詳細は実施要領で明確化します。</p>

(別紙) 主な意見と考え方

対象者の範囲②/利用証

主な意見	考え方
多胎児の保護者に対する配慮はあるか。	乳幼児は発達状況に個人差が大きく、また、多胎児の場合も考慮し、有効期限を1年としています。また、 必要であれば幅の広い車椅子利用者用駐車区画を利用することができます。
福祉事業者などは利用証の交付対象になりえるか。	利用証の交付は、 要件を満たす「個人」 とします。 したがって、福祉施設等の事業者は、利用証の交付を受けることができません。 事業者は交付対象者が同乗している場合に、当該交付対象者に発行された利用証の利用が可能です。
交付枚数に制限はあるか。 例えば、車両を複数所有している場合には、複数の利用証を交付してよいか。	交付枚数は 1人1枚 とします。
資格喪失者（等級変更・有効期限切れ・死亡等）に交付した利用証の管理はどうするのか。	返納期限の管理等の事務負担の大きさを勘案し、等級変更・有効期限切れ・死亡等により、要件に該当しなくなった場合は、 本人・相続人の方が御自身で利用証を廃棄いただくことを原則 とします。 そのため、 交付申請時に 「資格を喪失した場合には、直ちに交付された利用証を破棄すること」について、 本人に誓約いただく とともに、利用証の裏面にもその旨をわかりやすく明記いたします。 なお、有期限の利用証には、有効期限を目立つように記載する予定ですが、有効期限切れの利用証の利用が認められた場合は、県へ連絡をお願いします。

(別紙) 主な意見と考え方

対象区画

主な意見	考え方
制度対象となる障害者等用駐車区画について、どのように表示したらよいか。	本制度統一の表示方法を定める予定はありませんが、 <ul style="list-style-type: none">・車椅子利用者用駐車区画については、バリアフリー法・条例等（※）により表示方法が定められている場合があることに御留意ください。・優先駐車区画の設置に御協力いただける場合は、路面塗装や看板、カラーコーンの設置など各施設の状況に合わせた、わかりやすい表示をお願いします。 なお、カラーコーンを設置する場合には、カラーコーンカバーを県が作成し配布します。 （※）神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例では、「区画内の路面及び立て看板等により分かりやすい表示」をお願いしています。
優先駐車区画の設置は義務か。設置に関する補助金はあるか。	○優先駐車区画は、必ずしも幅が広い駐車区画を必要としないものの、移動等に配慮が必要な方に利用いただくスペースとして、施設の状況（駐車場の配置、利用状況等）に合わせ、 必要に応じて、既存の駐車区画に設定 いただくことを想定しており、補助金はありません。

(別紙) 主な意見と考え方 交付事務①

主な意見	考 え 方
<p>県の事業であるから、交付事務等についても全て県で対応すべきではないか。</p> <p>また、市町村に事務を依頼するのであれば、事務取扱交付金を支給すべきではないか。</p>	<p>○高齢者障害者等用施設等（障害者等用駐車区画など）の適正利用の推進は、<u>バリアフリー法に定められた地方公共団体（県・市町村）の責務</u>とされています。</p> <p>○また、本事業は既に<u>42府県で導入されているなど、事実上、地方の標準的な事務</u>になっていると考えられます。</p> <p>○更に、利用証の交付に当たっては、<u>利用者の状況に応じた様々な申請手段</u>（窓口・郵送・オンライン）を選択できることが望ましく、制度導入自治体では、身近な市町村窓口による交付が多く行われています。</p> <p>○以上のことを踏まえ、各市町村における申請受付についても御理解をお願いします。（<u>交事務は、事務負担を考慮し、できる限り簡便な仕組みとします。</u>）</p> <p>○なお、県では、郵送・電子申請による申請受付を行います。手軽に申請が可能な電子申請のメリットを周知することで、<u>窓口以外の方法による手続きについて積極的に案内</u>します。</p> <p>※上述のような法令上の責務や役割分担等を考慮し、事務取扱交付金の支給はありません。（本制度に取り組む府県のうち、<u>市町村に交付金等を交付している例は承知していません。</u>）</p>
<p>利用証の発行市町村は、住民基本台帳の登録所在地を基本とするのか。</p>	<p>障害者手帳等の<u>根拠書類に記載の住所地</u>において発行を行います。</p>
<p>市町村窓口では、即日発行をしなければならないのか。</p>	<p>「即日発行を原則」は、各窓口における審査や書類保管の負担をできる限り軽減するため、その場で職員が障害者手帳等の書類をチェックし（写し等の收受や保管不要）、利用証を交付できることを示したいものでしたが、誤解を招く表現だったので削除します。 <u>各窓口の状況に応じ、即日発行の扱いとしなくとも差し支えありません。</u></p>

(別紙) 主な意見と考え方 交付事務②/施設管理

主な意見	考 え 方
<p>けが人に対する利用証の交付可否や有効期限はどのように判断するのか。</p> <p>また、緊急に利用証の発行を受けたいとの申し出があった場合はどうすべきか。</p>	<p>○けが人については、けがの部位や程度等により、利用証の必要性の有無を個別に判断する必要があるため、<u>医師の診断書等の提出を求め、必要な期間の利用証を交付</u>することにします。</p> <p>○利用証を持たない場合（緊急時/持参忘れ等）には、<u>利用証がないことを理由に区画の利用を禁止するのではなく、その方の状況を確認した上で、区画の利用が必要と認められた場合は、区画にご案内いただく</u>対応を協力施設にお願いする予定ですが、<u>利用対象者に対しても、県ホームページやチラシなどの広報物により、その旨を周知</u>します。</p> <p>○県としては、上記のとおり考えますが、診断書の交付を受けるための通院で利用する場合などで、本人から交付の申し出があった場合には、<u>自治体の判断により、極短期（数日又は指定日）の利用証を交付する取扱いとしても差し支えありません。</u></p> <p>○また、有効期限は、医師の診断書等に障害等の継続期間が記載してあれば記載どおり（1年以上も可）とし、記載されておらず本人への聞き取りでも不明の場合は、交付の日から1年とします。</p>
<p>施設管理者として対応に限界がある。（声掛け、啓発チラシの挟み込み等）</p>	<p>利用証を掲示していない者に対する声掛けや啓発チラシの挟み込み等は、施設管理者における協力方法の例として記載したものであり、<u>施設の実情に応じて、可能な範囲での対応</u>をお願いします。</p>

(別紙) 主な意見と考え方 その他

主な意見	考 え 方
「障害者等」という表記は、高齢者・妊産婦・けが人が利用に抵抗を感じるので、「思いやり」とすべき。	本県では、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるとする「障害の社会モデル」の観点から、本事業は「思いやり」としてではなく、県民の障害に対する理解から導かれる「配慮」として行われるべきものと捉えているため、「思いやり」という表現は使用していません。高齢者・妊産婦・けが人等も制度対象者である旨、周知啓発に努めます。
アンケート(令和5年9月)の回答件数が少なく、制度導入の必要性が感じられない。	「車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン」(令和5年3月 国土交通省総合政策局)では、 <u>制度実施府県の取組状況等を踏まえ、不適正利用の減少、対象区画の利用環境改善等に効果が認められた</u> と結論づけています。そこで、制度未導入であることの不都合や制度導入の意向について、 <u>当事者団体や施設管理者等に対してアンケートや意見聴取を行い、本県においても、制度導入の必要性があることを確認・把握した</u> ものであり、データ数に関する御指摘はあたらないものと考えています。